堺市国民健康保険に係る一時差止保険給付額 からの滞納保険料額の控除に関する通知書

年 月 日

様

堺市 区長 印

現在、国民健康保険法第63条の2(第1項・第2項)の規定により、保険給付を一時差し 止めていますが、なお保険料の滞納が続いています。このため、同条第3項の規定により、下 記のとおり保険給付の額から滞納している保険料を控除します。

記

1 現在一時差止中の保険給付の内容及び金額

保	険	給	付	の	種	類		給	付	対	象	額	
	É	<u>}</u>				計							

2 控除の対象となる滞納保険料

(1) 対象となる滞納保険料が平成24年度分までの保険料である場合

	年度	納期限	年度	納期限
4月分		年 月 日		年 月 日
5月分		年 月 日		年 月 日
6月分		年 月 日		年 月 日
7月分		年 月 日		年 月 日
8月分		年 月 日		年 月 日
9月分		年 月 日		年 月 日
10月分		年 月 日		年 月 日
11月分		年 月 日		年 月 日
12月分		年 月 日		年 月 日
1月分		年 月 日		年 月 日
2月分		年 月 日		年 月 日
3月分		年 月 日		年 月 日
計				

(2) 対象となる滞納保険料が平成25年度分以降の保険料である場合

	年度	納期] []	艮	年度	納	期	限	
第1期分		年	月	日		年	=)	月	日
第2期分		年	月	日		年	=)	月	日
第3期分		年	月	日		年	Ξ)	月	田
第4期分		年	月	日		年	Ξ)	月	田
第5期分		年	月	日		年	=)	月	日
第6期分		年	月	日		年	Ξ)	月	日
第7期分		年	月	日		年	Ξ)	月	田
第8期分		年	月	日		年	=)	月	日
第9期分		年	月	日		年	Ξ)	月	日
第10期分		年	月	日		年	<u> </u>	月	日
計									

3 充当先の明細

年度	滞納保険料	充当金額	差引(未納・還付)額
年度			

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間(この決定があった日から1年を超えることができません。)に限り、大阪府国民健康保険審査会(大阪府国民健康保険課内)に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、 当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決の日から1 年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この決定 の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法(昭和37年法 律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を 経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。